

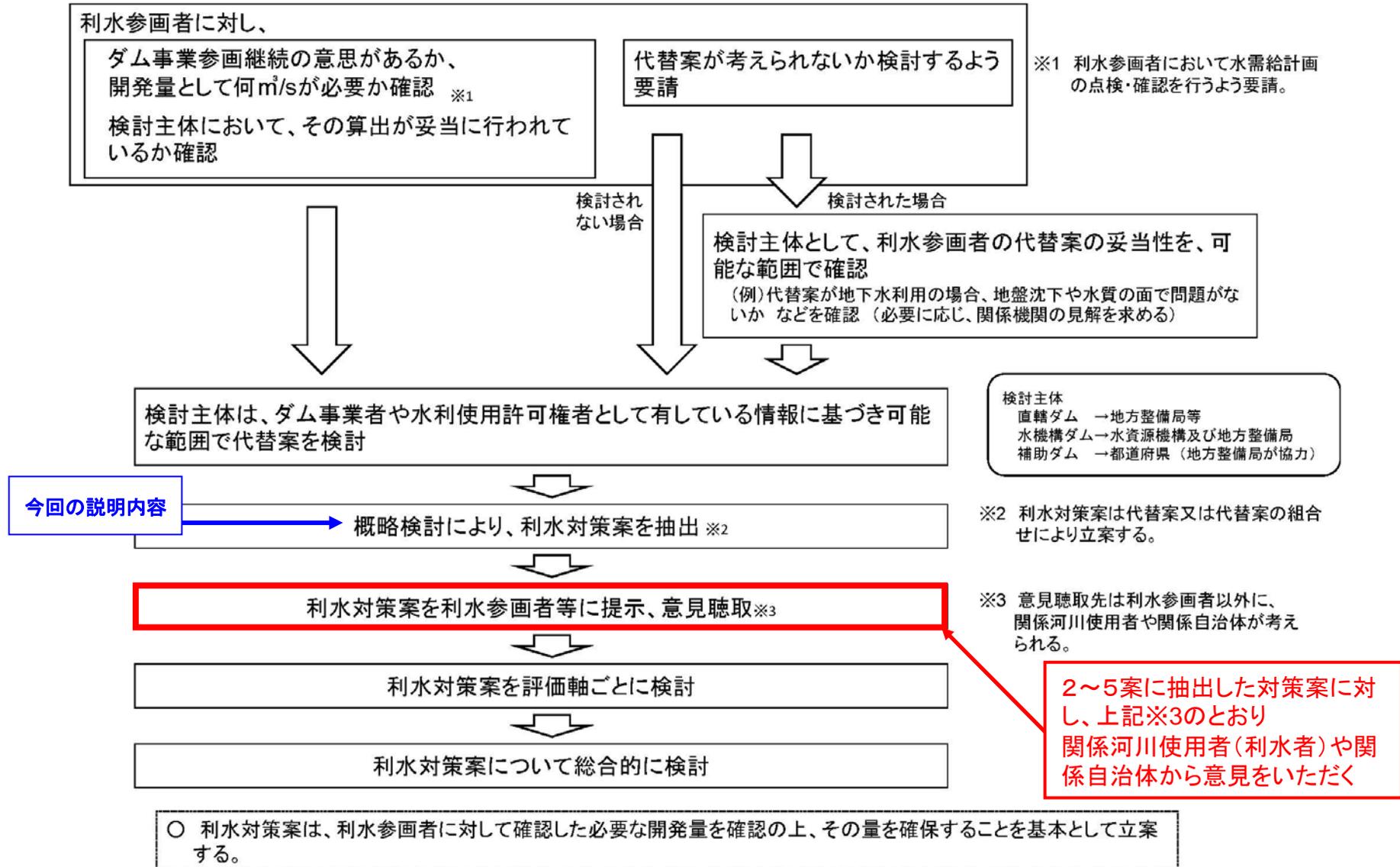
## 利水及び流水の正常な機能の維持対策案に対する意見聴取について

# 新規利水に対する対策案検討の進め方について

第12回今後の治水対策のあり方に関する有識者会議「参考資料4」の抜粋

## 個別ダムの検証における新規利水の観点からの検討

【別紙6】



# 対策案(利水及び流水の正常な機能の維持)に対する意見聴取

(別添1)

## 設楽ダム建設事業の利水対策案等に対する意見聴取について

去る平成21年12月3日国土交通省大臣の指示により「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」が設置され、平成22年9月27日に「今後の治水対策のあり方について中間取りまとめ」がとりまとめられました。

これを受け、設楽ダム建設事業についても、国土交通省河川局長より「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目の策定について(平成22年9月28日付け 国河計調第7号)」に基づく、検討の指示を受けました。

このため、中部地方整備局では、「設楽ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」を開催し、設楽ダムが目的としている治水、利水及び流水の正常な機能の維持について、様々な対策案を立案しご説明しました。これらに対して、構成員並びに一般の皆様から頂いたご意見を参考に、下記にお示しした利水対策案6案、流水の正常な機能の維持対策案4案が抽出されたところであります。

つきましては、上記の対策案に対する貴職のご意見を求めます。  
 今後は、上記実施要領細目に基づき、貴職並びに関係各位のご意見を踏まえて、目標・コスト・実現性等の評価軸により検討することとなっています。

なお、本対策案については、対策案に係わる施設管理者、利水関係者、地権者等の関係者の方々との事前協議や調整は行わず、検討主体である中部地方整備局が独自に概略検討したものであります。何卒、ご理解いただきますようお願いいたします。

1. 利水対策案
  - ①設楽ダム
  - ②水系間導水(天竜川)
  - ③地下水取水
  - ④既得水利の合理化・転用
  - ⑤ため池
  - ⑥ため池+ダム再開発(宇連ダム)
2. 流水の正常な機能の維持対策案
  - ①設楽ダム
  - ②水系間導水(天竜川)
  - ③地下水取水
  - ④既得水利の合理化・転用
3. 留意していただく点  
 頂いたご意見及び貴職の名称等は公表させて頂く予定です。予めご承知おき下さい。
4. ご回答期限  
 平成23年5月27日(金)までとさせていただきます。  
 ※調整等で厳しい場合は、問い合わせ先までご連絡下さい。
5. 問い合わせ先及び提出先  
 住所：〒460-8514 名古屋市中区三の丸二丁目5番1号 名古屋合同庁舎2号館  
 国土交通省 中部地方整備局 河川部 河川環境課  
 TEL(代) 052-953-8151 FAX 052-953-8471

(別添2：意見提出様式)

## 設楽ダム建設事業の利水対策案等に対するご意見

①団体名	
②担当者名	
③連絡先(TEL)	
④ご意見 1) 利水対策案について (対策案の番号①～⑥を記入の上、ご意見を記載して下さい。) ※ご意見を頂く対策案は複数でも結構です。	
2) 流水の正常な機能の維持対策案について (対策案の番号①～④を記入の上、ご意見を記載して下さい。) ※ご意見を頂く対策案は複数でも結構です。	

## 対策案(利水、流水の正常な機能の維持)の意見聴取をお願いする機関

「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議 中間取りまとめ」に基づき、以下の利水参画者、関係河川使用者(水利用に関して河川に権利を有する者又は許可を受けた者)や関係地方公共団体として以下の機関を抽出しました。

### 【1. 利水参画者】

・愛知県

### 【2. 対策案に関係する主な河川使用者】

・豊橋市、豊川市、新城市、三菱レイヨン株式会社、横浜ゴム株式会社、中部電力株式会社、水資源機構中部支社、静岡県、浜松市、電源開発株式会社、農林水産省関東農政局

### 【3. 構成員及び対策案に関係する自治体】

・愛知県、豊橋市、豊川市、新城市、設楽町、蒲郡市、田原市、東栄町、豊根村、静岡県、浜松市、磐田市